

令和5年第4回宮崎市議会（9月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	52件
報告	12件
合計	64件

2 内訳

(1) 議案（52件）

- ①令和4年度決算の認定等（16件） ⇒ 議案第113号～議案第128号
- ②令和5年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第129号
- ③令和5年度補正予算案（2件） ⇒ 議案第130号・議案第131号
- ④条例案（31件） ⇒ 議案第132号～議案第162号
- ⑤和解及び損害賠償の額を定めること（2件） ⇒ 議案第163号・議案第164号

(2) 報告（12件）

- ①内部統制評価報告（1件） ⇒ 報告第24号
- ②継続費精算報告（2件） ⇒ 報告第25号・報告第26号
- ③健全化判断比率の報告（1件） ⇒ 報告第27号
- ④資金不足比率の報告（1件） ⇒ 報告第28号
- ⑤経営状況の報告（4件） ⇒ 報告第29号～報告第32号
- ⑥公立大学法人の年度業務実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果の報告（1件） ⇒ 報告第33号
- ⑦専決処分の報告（2件） ⇒ 報告第34号・報告第35号
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

3 議案の概要

議案第113号から議案第128号まで 令和4年度決算の認定等（16件）

議案第113号 令和4年度宮崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	1,915億5,995万4,896円
歳出総額	1,869億7,274万2,900円
歳入歳出差引額	45億8,721万1,996円
繰越額	7億4,013万4,723円（継続費逡次繰越、繰越明許費）
実質収支額	38億4,707万7,273円
基金繰入額	20億 円
差引	18億4,707万7,273円

議案第114号 令和4年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	15億7,915万5,150円
歳出総額	15億6,207万2,843円
歳入歳出差引額	1,708万2,307円
繰越額	479万9,000円（繰越明許費）
実質収支額	1,228万3,307円
基金繰入額	1,228万3,307円
差引	0円

議案第115号 令和4年度宮崎市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	414億8,067万4,281円
歳出総額	410億 278万9,506円
歳入歳出差引額	4億7,788万4,775円
繰越額	0円
実質収支額	4億7,788万4,775円
基金繰入額	4億2,000万 円
差引	5,788万4,775円

議案第 1 1 6 号 令和 4 年度宮崎市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	53億7,545万1,581円
歳出総額	53億6,008万4,906円
歳入歳出差引額	1,536万6,675円
繰越額	0円
実質収支額	1,536万6,675円

議案第 1 1 7 号 令和 4 年度宮崎市公園墓地特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2億9,352万3,640円
歳出総額	2億9,351万9,880円
歳入歳出差引額	3,760円
繰越額	0円
実質収支額	3,760円
基金繰入額	3,760円
差引	0円

議案第 1 1 8 号 令和 4 年度宮崎市卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について 【会計課】

◇決算額	
歳入総額	5億7,410万6,850円
歳出総額	5億7,410万6,850円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第 1 1 9 号 令和 4 年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

【会計課】

◇決算額	
歳入総額	2,883万8,655円
歳出総額	2,486万5,569円
歳入歳出差引額	397万3,086円
繰越額	0円
実質収支額	397万3,086円

議案第120号 令和4年度宮崎市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	381億1,507万2,499円
歳出総額	364億6,379万3,211円
歳入歳出差引額	16億5,127万9,288円
繰越額	0円
実質収支額	16億5,127万9,288円
基金繰入額	7億5,156万4,016円
差引	8億9,971万5,272円

議案第121号 令和4年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	3億5,594万2,359円
歳出総額	3億4,980万1,537円
歳入歳出差引額	614万 822円
繰越額	0円
実質収支額	614万 822円

議案第122号 令和4年度宮崎市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	5億2,350万 250円
歳出総額	5億1,543万 722円
歳入歳出差引額	806万9,528円
繰越額	8万5,165円 (繰越明許費)
実質収支額	798万4,363円

議案第123号 令和4年度宮崎市公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について【会計課】

◇決算額	
歳入総額	178億 519万3,342円
歳出総額	178億 519万3,342円
歳入歳出差引額	0円
繰越額	0円
実質収支額	0円

議案第124号 令和4年度宮崎市水道事業会計剰余金の処分及び令和4年度宮崎市水道事業会計決算の認定について 【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和4年度宮崎市水道事業会計未処分利益剰余金のうち381,037,914円を建設改良積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	81億8,411万6,039円
収益的支出	75億7,757万1,258円
差引	6億 654万4,781円
消費税等差引額	2億2,550万6,867円
当年度純利益金額	3億8,103万7,914円

議案第125号 令和4年度宮崎市工業用水道事業会計剰余金の処分及び令和4年度宮崎市工業用水道事業会計決算の認定について 【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和4年度宮崎市工業用水道事業会計未処分利益剰余金のうち7,306,100円を建設改良積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	2,250万 952円
収益的支出	1,517万2,152円
差引	732万8,800円
消費税等差引額	2万2,700円
当年度純利益金額	730万6,100円

議案第126号 令和4年度宮崎市公共下水道事業会計決算の認定について 【上下水道局 管理部 財務課】

◇決算額

収益的収入	107億 759万4,125円
収益的支出	103億9,046万2,584円
差引	3億1,713万1,541円
消費税等差引額	2億3,009万3,844円
当年度純利益金額	8,703万7,697円
前年度繰越欠損金	1億 469万6,706円
繰越欠損金	1,765万9,009円

議案第127号 令和4年度宮崎市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び令和4年度宮崎市農業集落排水事業会計決算の認定について【上下水道局 管理部 財務課】

◇剰余金の処分

令和4年度宮崎市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金のうち36,171,745円を減債積立金に積み立てる。

◇決算額

収益的収入	6億2,057万9,088円
収益的支出	5億8,269万3,894円
差引	3,788万5,194円
消費税等差引額	171万3,449円
当年度純利益金額	3,617万1,745円

議案第128号 令和4年度宮崎市田野病院事業会計決算の認定について【保健医療課】

◇決算額

収益的収入	8億5,131万8,732円
収益的支出	8億 545万8,096円
差引	4,586万 636円
消費税等差引額	4万1,764円
当年度純利益金額	4,581万8,872円
前年度繰越欠損金	12億4,066万8,826円
その他未処分利益剰余金変動額	9億3,003万3,309円
繰越欠損金	2億6,481万6,645円

議案第129号 「令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第4号）」の専決処分について
【財政課（新型コロナウイルスワクチン対策課）】

◇概要

新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した者に対して、救済給付を行うための経費について予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和5年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第129号）」のとおり

議案第130号・議案第131号 令和5年度補正予算案（2件）

《一般会計》

議案第130号 令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第5号）案【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第131号 令和5年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
【財政課（介護保険課）】

別添「令和5年度9月補正予算案概要」のとおり

議案第132号から議案第162号まで 条例案（31件）

議案第132号 宮崎市男女共同参画社会づくり推進条例の一部改正について

【文化・市民活動課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、男女共同参画センターの施設の使用料を定める等のため。

◇主な内容

1 公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

男女共同参画センターの施設等の使用料を新たに定める。

2 その他（第31条）

男女共同参画センターの施設等を使用しようとする者について、登録制を廃止する。

※ 「条例改正新旧対照」6ページから8ページまでを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第133号 宮崎市民プラザ条例の一部改正について

【文化・市民活動課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、宮崎市民プラザの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

宮崎市民プラザの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」10ページから13ページまでを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、交流センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

交流センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」14ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、那珂地区公民館の使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

那珂地区公民館の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」15ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第136号 宮崎市高岡交流プラザ条例の一部改正について

【高岡総合支所 地域市民福祉課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、高岡交流プラザの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
高岡交流プラザの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」16ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第137号 宮崎市教育情報研修センター条例の一部改正について

【教育委員会 教育情報研修センター】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、教育情報研修センターの施設の使用料を定める等のため。

◇主な内容

1 公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
教育情報研修センターの施設の使用料を新たに定める。

2 その他（第7条～第10条、第14条～第16条）

他の条例の規定を準用していたものを、本条例の本則に規定し直す。

※ 「条例改正新旧対照」17ページから19ページまでを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、公民館の使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第1～別表第3）

公民館の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」20ページ・21ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、コミュニティセンターの使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

コミュニティセンターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」22ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、佐土原交流プラザの使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第1、別表第2）

佐土原交流プラザの使用料の額を改定する。

2 その他（別表第1）

ギャラリーの使用料の規定を削除する。

※ 「条例改正新旧対照」23ページから27ページまでを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、宮崎市安井息軒記念館の茶室「香梅庵」の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（第11条）

安井息軒記念館の茶室「香梅庵」の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」28ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第142号 宮崎市田野伝承芸能館条例の一部改正について 【教育委員会 文化財課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、田野伝承芸能館の使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
田野伝承芸能館の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」29ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

議案第143号 宮崎市福祉文化公園条例の一部改正について 【文化・市民活動課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、宮崎市民文化ホールの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
宮崎市民文化ホールの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」30ページから33ページまでを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第144号 宮崎市障がい者体育センター条例の一部改正について 【障がい福祉課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、障がい者体育センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
障がい者体育センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」34ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第145号 宮崎市保健センター条例の一部改正について 【福祉総務課、地域保健課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、福祉保健センター等の使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第1、別表第2）
福祉保健センター等の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」35ページ・36ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、佐土原西運動広場及びサンスポーツランド高岡の使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 佐土原西運動広場の休場日の追加（別表第2）

佐土原西運動広場の休場日に火曜日を追加する。

2 公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第3）

佐土原西運動広場及びサンスポーツランド高岡の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」38ページから41ページまでを参照

※ 佐土原西運動広場の多目的グラウンド及びテニスコート並びにサンスポーツランド高岡の多目的グラウンドについては、施行日から令和8年3月31日までの間、値上げを抑制する措置を講じる。（改正附則第3項）

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、祇園スポーツパークの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

祇園スポーツパークの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」42ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、体育館の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第1～別表第8）

体育館の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」44ページから53ページまでを参照

※ 次の体育館については、施行日から令和8年3月31日までの間、値上げを抑制する措置を講じる。（改正附則第3項）

- (1) 田野体育館
- (2) 穆佐体育館、内山体育館及び東高岡体育館
- (3) 清武体育館（本館競技場）
- (4) 加納スポーツセンター（第一競技場）

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、武道館の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）

武道館の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」54ページ・55ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第150号 宮崎市B&G海洋センター条例の一部改正について

【スポーツランド推進課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、B&G海洋センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
B&G海洋センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」56ページ・57ページを参照

※ B&G海洋センターについては、施行日から令和8年3月31日までの間、値上げを抑制する措置を講じる。（改正附則第3項）

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第151号 宮崎テクノリサーチパーク交流研修センター条例の一部改正について

【企業立地推進課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、宮崎テクノリサーチパーク交流研修センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
宮崎テクノリサーチパーク交流研修センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」58ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第152号 宮崎市さどわら民俗芸能館条例の一部改正について

【佐土原総合支所 地域市民福祉課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、さどわら民俗芸能館の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（第6条）
さどわら民俗芸能館の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」59ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第153号 宮崎市農村環境改善センター条例の一部改正について

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、農村環境改善センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第1～別表第5）
農村環境改善センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」60ページから62ページまでを参照

※ 改正後の別表第2及び別表第3の規定の一部について、施行日から令和8年3月31日までの間、値上げを抑制する措置を講じる。（改正附則第3項）

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第154号 宮崎市農業構造改善センター条例の一部改正について

【スポーツランド推進課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、農業構造改善センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第1）
農業構造改善センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」63ページを参照

※ 農業構造改善センターについては、施行日から令和8年3月31日までの間、値上げを抑制する措置を講じる。（改正附則第3項）

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第155号 宮崎市農業団地センター条例の一部改正について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、農業団地センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
農業団地センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」64ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第156号 宮崎市内山農村研修センター条例の一部改正について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、内山農村研修センターの使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
内山農村研修センターの使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」65ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第157号 宮崎市市民農園条例の一部改正について

【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、市民農園の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（第13条）
市民農園の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」66ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、都市公園の使用料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 都市公園の休場日及び開場時間の変更（別表第2）

- ・ 宮崎中央公園の休場日を変更する。
- ・ 次の都市公園の開場時間を変更する。
 - (1) 久峰総合公園
 - (2) 田野運動公園（テニスコート）
 - (3) 清武総合運動公園
 - (4) 岡ノ下公園
 - (5) 加納公園

2 公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表第6）

都市公園の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」68ページから105ページまでを参照

※ 次の都市公園については、施行日から令和8年3月31日までの間、値上げを抑制する措置を講じる。（改正附則第3項）

- (1) 久峰総合公園（陸上競技場）
- (2) 天ヶ城公園（野球場及び体育館）
- (3) 清武総合運動公園（SOKKENスタジアム、第2野球場及び多目的広場）

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第159号 宮崎市高岡天ヶ城麓地区武家住宅条例の一部改正について

【高岡総合支所 農林建設課】

◇提案理由

公共施設使用料の統一的な見直しに伴い、高岡天ヶ城麓地区武家住宅の使用料の額の改定を行うため。

◇主な内容

公共施設使用料の統一的な見直しに伴うもの（別表）
高岡天ヶ城麓地区武家住宅の使用料の額を改定する。

※ 「条例改正新旧対照」106ページを参照

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第160号 宮崎市墓地及び納骨堂の設置等に関する条例の一部改正について

【環境政策課】

◇提案理由

桃山墓地の整備に伴い、使用料を定める等のため。

◇主な内容

1 市街化区域内の一般墓地の取扱い（第13条）

市街化区域内の全ての一般墓地の使用が可能となるため、規定を削除する。

2 墓地の名称及び位置並びにその種別（別表第1）

桃山墓地の種別を、「一般墓地」から「一般墓地及び合葬墓」に変更する。

3 桃山墓地の一般墓地の使用料及び管理料（別表第2、別表第3）

使用料	1平方メートル	83,000円
管理料	1区画1年につき	2,200円

4 桃山墓地の合葬墓の使用料（別表第4）

使用料	1体につき	101,850円
-----	-------	----------

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

公設合併処理浄化槽事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する等のため。

◇主な内容

1 地方公営企業法の財務規定等の適用（第2条）

公設合併処理浄化槽事業の経営状況をよりの確に把握するため、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により財務規定等を適用し、現行の特別会計から公営企業会計に移行する。

2 その他

- ・ 地方公営企業法に条例で定めることとされている、経営の基本、重要な資産の取得及び処分、業務状況説明書類の作成等に関する事項を定める。（第3条～第7条）
- ・ 本条例の制定に伴い、「宮崎市特別会計条例」及び「宮崎市公設合併処理浄化槽基金条例」について、所要の改正を行う。（附則第2項、第3項）

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

バナナ加工所の使用料の徴収区分を1平方メートル単位に変更するため。

◇主な内容

バナナ加工所の使用料の徴収区分を次のように変更する。（別表）

改正後	現行
1平方メートルにつき 月額 650円	建物機械一式 月額 1,600,000円

◇施行期日

令和5年11月1日（経過措置の規定あり）

議案第163号・議案第164号 和解及び損害賠償の額を定めること（2件）

議案第163号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

【消防局 警防課】

◇提案理由

交通事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するもの。

◇主な内容

《事故の概要》 駐車場に進入しようとした市の救急自動車の右側面と、歩道を走行中の相手方の自転車が接触し、相手方の人身傷害が生じた。

《事故発生日》 令和4年9月2日

《事故の場所》 宮崎市和知川原1丁目64番地2先道路上

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 1,374,005円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市85%、相手方15%

議案第164号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

【道路維持課】

◇提案理由

市道上の事故に関し、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出するもの。

◇主な内容

《事故の概要》 相手方が原動機付自転車で走行中に、道路の破損部分に乗り入れて転倒し、相手方の人身傷害が生じた。

《事故発生日》 令和3年8月20日

《事故の場所》 宮崎市大字大瀬町字大師坊4628番1の道路上

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 4,159,350円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市60%、相手方40%

4 報告の概要

報告第24号 令和4年度宮崎市内部統制評価報告書

【市役所改革推進課】

◇概要

地方自治法第150条第6項の規定により、令和4年度宮崎市内部統制評価報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出するもの。

<提出書類>

- ・ 令和4年度宮崎市内部統制評価報告書
- ・ 令和4年度宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

報告第25号 令和4年度宮崎市一般会計継続費精算報告書

【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<一般会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象 年度	全体計画額 ①	支出済額 ②	差 ①-②
15総務費 10総務管理費	生目地域複合型施設整備事業（地域センター分）	R2 ~R4	256,021,000	253,725,869	2,295,131
55教育費 30社会教育費	生目地域複合型施設整備事業（公民館分）	R2 ~R4	733,997,000	728,486,515	5,510,485

◇概要

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算報告書を作成し議会に報告するもの。

◇内容

<公共下水道事業会計>

(単位：円)

款・項	事業名	対象年度	全体計画額 ①	支払義務 発生額②	差 ①-②
1下水道事業 資本的支出 1建設改良費	大淀処理場1系 水処理受変電設 備改築事業	R3 ~R4	130,300,000	125,070,000	5,230,000
	青島浄化センタ ー電気設備改築 事業	R3 ~R4	670,000,000	655,621,824	14,378,176
	大谷雨水ポンプ 場監視制御設備 外改築事業	R3 ~R4	117,000,000	113,331,961	3,668,039
	大淀処理場焼却 炉代替施設整備 事業	R3	22,000,000	4,310,000	17,690,000

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、「健全化判断比率」を議会に報告するもの。

<健全化判断比率>

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.8 (25.0)	30.1 (350.0)

※1 「実質赤字比率」の「—」は、実質赤字額がないことを示す。

※2 「連結実質赤字比率」の「—」は、連結実質赤字額がないことを示す。

※3 各比率の括弧内数値は、宮崎市の早期健全化基準を示す。

◇概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、「資金不足比率」を議会に報告するもの。

<資金不足比率>

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—	田野病院事業会計	—
工業用水道事業会計	—	卸売市場特別会計	—
公共下水道事業会計	—	公設合併処理浄化槽事業 特別会計	—
農業集落排水事業会計	—	宅地造成事業特別会計	—

※1 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示す。

※2 経営健全化基準は、いずれの会計においても「20%」である。

報告第29号から報告第32号まで 経営状況の報告（4件）

地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を議会に提出するもの。

【報告第29号】 公立大学法人宮崎公立大学の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和4年度事業報告書及び決算書令和5年度事業計画書及び収支予算書	【企画政策課】
【報告第30号】 公益財団法人宮崎文化振興協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和4年度事業報告書及び決算書令和5年度事業計画書及び収支予算書	【教育委員会 生涯学習課】
【報告第31号】 公益財団法人宮崎市スポーツ協会の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和4年度事業報告書及び決算書令和5年度事業計画書及び収支予算書	【スポーツランド推進課】
【報告第32号】 宮崎市フェニックス自然動物園管理株式会社の経営状況について ＜経営状況を説明する書類＞ <ul style="list-style-type: none">令和4年度営業報告書令和5年度事業計画書	【企画政策課】

報告第33号 公立大学法人宮崎公立大学の令和4年度業務実績及び第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果について **【企画政策課】**

◇概要

地方独立行政法人法第78条の2第6項等の規定により、公立大学法人宮崎公立大学の令和4年度業務実績及び第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果を議会に報告するもの。

＜提出書類＞

- 公立大学法人宮崎公立大学の令和4年度業務実績及び第3期中期目標の期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果

報告第34号・報告第35号 専決処分の報告（2件）

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（本市施設の管理瑕疵による事故等）

報告第34号・報告第35号 専決処分の報告について

【報告第34号】	【教育委員会 企画総務課】
《事故の概要》	強風のため倒れた市の移動式防球フェンスが駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年4月15日
《事故の場所》	宮崎市天満1丁目2番6号 市立大淀中学校運動場内
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 143,253円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第35号】	【佐土原総合支所 農林建設課】
《事実の概要》	市がせん定した木の枝が借受人の運転する相手方の小型自動車の上に落下し、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年4月26日
《事故の場所》	宮崎市佐土原町下田島12248番地1北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 68,343円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%